

上三橋地区 実質的な人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	上三橋地区 (上三橋町・ 下三橋町(一部))	平成27年3月25日	令和4年3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.9ha
③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	6.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.3ha
(備考) 地区内の中心経営体は、施設野菜経営・水稻栽培を主としている。	

2 対象地区の課題

上三橋町地区は、以前より施設園芸作物（イチゴ・トマト・大和丸なす・葉物野菜・育苗等）及び水稲栽培の盛んな地域であり、地区内の専業農家も市内の他の集落に比べ多い。

農業後継者についても現在のところは多くみられる。しかし、地区内における専業農家の戸数は固定されているが、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる農家は若干ではあるが、増加傾向にある。農業が盛んな集落であるため、農地中間管理機構の制度についても定着しつつある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

○集落内の農地利用については、担い手に農地を集約・集積化し、少しでも耕作放棄地を減らしていく。

○集落外からも、担い手を受け入れることも視野に入れる。

○また、集落内において、農地を管理するための営農組織作りも将来的に考えていく。

○集落内において、認定農業者の掘り起こしや、認定新規就農者も担い手の対象としていく。

○集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなるであろう農地については、中心経営体に集約化していく。

（参 考） 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(m ²) (地区内経営面積)	経営作目	経営面積(m ²)	農業を営む範囲
認農		水 稲・野 菜 ・ 養 鶏	108,143.00	水 稲 野 菜	10,000	上三橋町・高田町・美濃庄町・中城町・八条町他
認農		水稲・イチゴ・ 大和丸なす他	13,271.62	水 稲 野 菜	15,000	上三橋町 下三橋町
認農		水稲・イチゴ・ 大和丸なす他	16,452.18	水 稲 野 菜	10,000	上三橋町 下三橋町

認農		水稲・トマト・ 育苗・葉物野菜 ・大和丸なす	16,972.19	水 稲 野 菜	5,000	上三橋町 下三橋町
認農		イチゴ・大和丸 ナス	3,152.00	イチゴ・大和 丸ナス	1,000	上三橋町
認農		花 苗	3,110.00	花 苗	1,000	上三橋町 美濃庄町
その他		トマト・水稲 ・青ネギ	14,184.61	トマト・水稲 ・青ネギ ・イチゴ等	1,000	上三橋町 観音寺町

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の意向

今後、貸付等の意向が確認された農地は29筆、24,845㎡となっており、今後は農地中間管理機構を活用し中心経営体へ農地の集約を積極的に進める。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに集落内外の経営体や認定農業者や新規就農者等を中心経営体に位置づける等して、中心経営体を増やす。

集落内の農地においてそれらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためは、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。